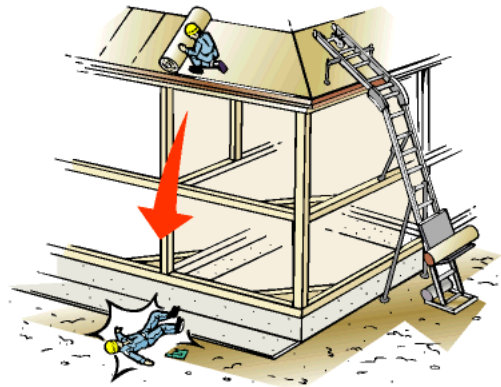


2階屋根でルーフィング材の布敷中に墜落

この災害は、木造2階建て住宅の新築工事において発生したものである。

この住宅は、寄せ棟造り2階建ての住宅で、3日前に棟上げが行われ、災害発生当日には屋根に合板の野地板が張られた状態にあった。災害発生当日、被災者と事業主の2人は、午前8時20分頃、現場に到着後、



トラックからはしごや資材を降ろし、次いではしごを屋根に架け、ルーフィング材を巻き上げ機を利用して2階の屋根に荷揚げした。

二人の作業分担は、事業主が軒先周りに水切り金物を釘打ちする作業を行い、被災者はロール状に巻かれている防水用のルーフィング材を敷いていく作業であった。

被災者は、後ろ向きに後退しながら、ロール状になっているルーフィング材を手で転がし、タッカーと呼ばれる工具で固定していく方法で行っていた。

作業を開始して30分ほど経過した頃、水切り金物の取り付けを終わった事業主が、巻き上げ機で屋根材のスレート瓦を2階屋根上に揚げようとしていたとき、鈍い音がしたので音のした方を見ると、ルーフィング材を敷いていた被災者が軒先から約6m下のアスファルト道路上に倒れていた。

直ちに救急車を呼び病院に運んだが、被災者は脳挫傷のため死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 墜落防止措置を行っていなかったこと

建て方工事が完了した建物の周囲には、まだ足場が設置されていないのに、足場、ネット等がない状態で作業を行った。

2 安全帯を使用させなかったこと

足場の設置が困難な場合には、安全帯を使用させるべきなのに、使用させていなかった。

3 事業主が作業実施の判断を誤ったこと

事業主が、屋根の勾配が4寸勾配でいつもよりやや緩やかなことから、安全と判断した。

4 足場の設置が遅れたこと。

屋根工事等を始める前に足場を設置することになっていたが、業者の都合や天候のため遅れていた。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 足場を設置する等の墜落防止措置を行うこと

2階建ての住宅の屋根工事は、地上からの高さが6m以上となることが多く、滑りやすい箇所でもあるので、墜落防止のための足場の設置が必要である。

2 安全帯の使用を徹底させること

墜落防止のための基本は、足場の設置であるが、困難な場合には、必ず安全帯を使用させる。

3 関係業者間の連絡調整を十分に行うこと

元請業者→一次下請業者→二次下請業者のような形態で作業を進める場合には、業者間の連絡調整を十分に行うこと。

4 事業者の責務を遂行すること

足場等については元請事業者が貸与することが多いが、墜落防止措置を行う義務者は作業者を雇用する事業者であり、事業者は自分の責務として対応する必要がある。

5 安全衛生教育等を実施すること

高所で作業を行う労働者に対しては、墜落防止対策等についての安全教育をあらかじめ実施しておくこと。